

いじめ防止基本方針

ダイジェスト

本校では、千厩小学校の児童一人ひとりが意欲をもって生き生きとした学校生活が送れるように、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための基本方針を定めました。

【いじめの早期発見のための取り組み】

- 1 被害者からの相談
- 2 日常の観察
- 3 アンケートや教育相談
- 4 学校外からの情報提供

◇アンケート及び教育相談◇

- ①学校で楽しく過ごすためのアンケートの実施
児童対象、学期2回、実施後児童との面談
- ②いじめに関するアンケートの実施
保護者対象、年2回（6月・11月）
- ③日記、連絡帳等における記録からの情報収集
- ④保護者面談等における教育相談の実施
- ⑤スクールカウンセラーによる教育相談

いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに生徒指導主事がいじめ防止委員会を招集・開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担して問題の解決にあたります。

いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する事実の説明と支援を継続して行います。また、いじめを行った児童への指導とその保護者への事実の説明と助言を行います。

電話でのご相談
千厩小学校
0191-34-5102 へ

【いじめ防止に関する基本的な考え方】

☆いじめの定義☆

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。 【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめ問題に対する基本認識と理念

- 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識の上に立ちます。
- いじめは決して許されない行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。

【いじめ問題への早期対応】

- 1 いじめ行為の発見、通報
 - (1) その行為をやめさせる。
 - (2) いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。
 - (3) 速やかに報告し、事実確認を行う。
 - (4) 学校全体で情報の共有を図り、組織的に対応する。
- 2 いじめへの指導

(1) 加害者への指導	(2) 集団への指導
(3) 加害者保護者への対応	(4) 被害者、保護者への対応

【いじめ問題の解消】

- 1 経過の観察
指導後は継続して、加害児童・被害児童双方の様子を注意深く見守ります。

【いじめ未然防止のために】

- いじめ防止学校基本方針の共有・実行
- 道徳教育・体験活動の充実
- PTAいじめ防止の啓発活動
- 児童会によるいじめ撲滅取組み
- 教職員いじめ防止研修会
- いじめ対策の学校評価

《いじめを生まない集団づくりのために》

- 一人ひとりに自己存在感を与える（居場所づくり）
 - ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
 - ・学級が安心できる居場所になること
 - ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること
- 共感的な人間関係を育成すること（絆づくり）
 - ・認め合い、学び合い、話し合いによる合意
→自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
 - ・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

- ～いじめ防止に関わる様々な取組具体例～
- 児童会でのいじめ防止についての話し合い
 - いじめしない宣言の作成・採択
 - あいさつ運動
 - 新聞作り・感謝のメッセージ作り
 - 縦割り班遊び、スポーツ大会等学校行事
 - 特別支援学級・学校の子どものためのふれあい活動